

令和6年度

第12回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和6年6月10日（月曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	相続税の納税猶予に関する適格者証明書の返納について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画の認可について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について
議案第7号	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について

出席委員（18名）

1 番 井口 健

2 番 中村 弘

3 番 吉中 雅三

4 番 曾根 光彦

5 番 小方 保寛

6 番 井上 直樹

7 番 谷河 績

8 番 藪 利昭

9 番 藤田 城司

10 番 坂東 紀好

- 1 1 番 笠野 喜久雄
1 2 番 山本 茂樹
1 3 番 丸山 勝
1 5 番 堀 良子
1 6 番 湯川 徳弘
1 7 番 貴志 年伸
1 8 番 藤井 友彦
1 9 番 岩橋 章博
欠席委員（1名）
1 4 番 吉川 松男

出席職員

農業委員会事務局

- 局 長 奥谷 知彦
課 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 西森 和子
事 務 主 査 森元 美沙
事 務 主 任 清瀧 篤樹

農林水産課

- 課 長 田中 克弥
班 長 山路 裕雅
企 画 員 岩橋 佳紀

1 3 時 0 0 分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第12回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る5月28日、井口委員、吉中委員、藪委員、丸山委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、吉川委員から都合により欠席した

い旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、小方委員、井上委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の返納について、説明いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の返納があったもので、1件ありました。

令和6年1月12日付で証明しましたが、遺産分割協議書に誤りがあり、相続人が相続権を有していなかったため、返納後、改めて本来の相続人名義で申請を行うとのことです。

なお、12ページの議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてNo. 2と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、12件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しております

すが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

N o . 4 は住所が・・・ですが、自身で耕作するとのことでした。

N o . 6 は住所が・・・ですが、相続する前から知人が耕作しており、また相続人の母親は和歌山市内に居住しているとのことでした。

N o . 9 は住所が・・・ですが、一部は相続する前から中間管理事業による貸借をしており、残りは叔母が耕作しているとのことでした。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、農業用駐車場1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。

5月9日付、5月20日付、5月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で9件ありました。

5月9日付、5月20日付、5月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、N o . 2 は、賃貸借権設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画の認可について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、2件ありました。

面積は田のみで4,800平方メートルです。

なお、令和6年5月7日付けで県知事に

よる認可済みです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課 山路班長 番外説明します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。

全1件の申出があり、P.1に、位置図、P.2に計画変更内容説明資料を示しております。

①について説明させていただきます。

参考資料のP.3からP.8をご覧ください。

P.3にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P.4には代替地を、P.5には申出時に受領した代替地検討書を、P.6には申出地を撮影した写真を、P.7には、農用地区域の広がり、P.8には、関係各課の意見を、添付しております。

参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・氏は・・・に居住しています。

現在のアパートでは手狭であるため、・・・にある実家近くに住居を構えたい意向です。

申出地は、北側に宅地、東側に農地、南側・西側に市道に隣接した農地となっています。

よって、市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないものとするものです。

以上の1件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第6号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。

なお、第1号から第6号の要件については、

- 1 申出地以外に代替すべき土地がないこと。
- 2 地域計画の達成に支障がないこと。
- 3 農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 6 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであることとなっています。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

農林水産課の退席を認めます。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適

格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

なお、No. 2については1ページの報告事項 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の返納についてNo. 1と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で8件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。

なお、No. 1は新規耕作です。

作付作物は水稻で、農機具一式は友人から借りるとのことです。

No. 2、4、5は贈与です。

No. 7は新規耕作です。

作付作物は芋や野菜を予定、農機具は草

刈り機を所有、耕運機を知り合いから借りる予定をしているとのことです。

通作距離については、住所は・・・にしていますが、生活の拠点は・・・で通作には問題ないとのことです。

No. 8は市街化区域で新規耕作です。

作付作物は芋を予定、農機具は草刈り機や、クワを購入予定しているとのことです。

通作距離については経営している会社が申請地から600mと近く通作には問題ないとのことです。

なお、No. 1については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので委員さん報告願います。

◆8番（藪 利昭） 先日、現地を拝見してきました。

この土地の隣接している・・・の土地から進入することになり若干進入部分が気になりましたが、現状としては問題ないように思われました。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号を可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

なお、No. 1については計画内容に変更があったため、本日付で取り下げ願いがございました。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む個人で、和歌山県が実施する県道拡幅工事に伴い、土地と家屋が収用されることとなったため、現在の住まいと事務所からも近い当該申請地を個人住宅、事務所、倉庫及び露天資材置場へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を拠点に・・・を営む法人で、数年前より和歌山市内へ進出し実績を重ねる中で、作業効率向上のため和歌山市内での資材置場を探していたことから、前面道路が広く交通の便がよい、当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、自社の看板を設置できる適地を探していたことから、幹線道路沿いで、事業所にも近い当該申請地を看板用地として転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地周辺で農業を行う個人で、実家に隣接し耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

No. 6 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、申請地周辺に住宅地が多く、和歌山市道にも面し、住宅用地として適地である当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 7 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、以前より貸借していた駐車場を返却することになり車両置場が不足することから、支店からも近く、自社の駐車場用地から進入することができる当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 2、No. 3、No. 6、No. 7については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、委員さん報告願います。

◆8番（藪 利昭） 現地を確認いたし

ました。

申請人は・・・をおこなっており、県道の拡張に伴い、その土地に道路がかかるといことで代替地を探し、この土地が代替地ということで、現在の会社から目と鼻の先といった近い土地で問題ないと思います。

排水のほうも北側の既設排水に接続するといことで周りの土地に影響もなく許可できる案件であると思われました。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

№. 3 および№. 6 について、井口委員さん報告願います。

◆1番（井口 健） 議案第4号 №. 3 について報告します。

本件は、農地法第5条の許可申請で5月28日、私と吉中委員それに事務局と共に現地調査をし、申請者の・・・から事情聴取を行いました。

申請地については、議案書及び説明資料のとおりであり、3筆が連続した第2種農地です。

そのうち1筆が・・・と接続し、他2筆の途中で農業用水路が横切っています。

地目は田と畑、現況は遊休地となり雑草が生い茂っています。

隣接する周辺の農地も同様の状態となっています。

申請者については・・・を行う有限会社・・・です。

・・・3年前から隣接の和歌山市への分譲住宅をメインに進出を図り、現在工事中も含めると・・・で19戸の実績があるとのこと。

転用理由については2つありまして、まず一つは農地の譲渡人は、いずれも相続に

より取得した農地の営農継続が困難である。

2つ目は譲受人としては作業効率を考えると当該地区での資材置き場の確保が急務である、以上のことから、当該農地は大阪にも交通の便がよく、前面道路もトラック等が頻繁に行き来しており近隣住宅の方々に大きな環境の変化を与えないとして今回の転用申請となったものです。

転用目的、転用方法については、計画では、土、砕石、型枠等部材の資材置き場とするものです。

内容は、造成せずに、畦の高さ程度の整地を行い、土砂も高く積む予定はないとの事です。

排水について自然浸透と表面水は勾配を付けて現在の水口を利用するとのこと、紀の川左岸の了解も得ているとのこと。

また、隣接農家の同意もあり、農地への被害がないよう対処するとの説明を受けています。

本件については、付近の農地への影響や用水路等への被害はないと考えられます。

また、造成後も近隣農家に影響が出ないよう細心の注意を払う事を確認しました。

現地調査結果、報告は以上です。

この件に関し特に問題はないと考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） №. 6 についても願います。

◆1番（井口 健） 議案第4号 №. 6 について報告します。

本件は、農地法第5条の許可申請で5月28日、私と吉中委員それに事務局と共に現地調査をし、申請者の・・・から事情聴取を行いました。

申請地については、議案書及び説明資料のとおりであり、三方向を住宅などに囲まれた都市型農地のような形態となった第2種農地で、・・・に接しています。

地目は畑、現況は遊休農地となっており、隣接する耕作地はありません。

申請者については、・・・を行う有限会社・・・です。

・・・3年前から隣接の和歌山市への分譲住宅をメインに進出を図り、現在工事中も含めると・・・で19戸の実績があるとのことです。

転用理由については、当該農地は前面の・・・に接続し、幅員も広く、地元の活性化、帰郷できる住宅地の確保、若年層等をターゲットにした分譲住宅に需要が見込まれるとして今回の転用申請に至ったものです。

転用方法については、造成計画では、盛土をした後中央に6m道路を設置、その左右に4戸ずつ合計8戸の分譲住宅を建築するものです。

排水設備については、和歌山市等との複数回にわたる協議の結果、前面道路の下に敷設することとし、紀の川左岸の了解も得ています。

その他周辺状況といたしまして、申請地の西側に隣接の三角地については今回の開発行為とは関係ありませんが、当該三角地は土砂災害防止法における「土石流の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」に指定されているため、開発を避け、畑転換し耕作する予定です。

また、隣接する北側や西側の雑草の生い茂った、長期間放置された進入路らしき部分へは、今後雑草管理を徹底すること

です。

本件については、付近の農地への影響や用水路等への被害はないと考えられます。

現地調査結果、報告は以上です。

この件に関し特に問題はないと考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

No. 7について、丸山委員さん報告願います。

◆13番（丸山 勝） 議案第4号No. 7について説明します。

本件は、農地法第5条の転用のための所有権移転の申請で、5月28日、私と藪委員それに事務局と共に現地調査と、・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、・・・市街化調整区域内の第2種農地で、計6筆の合計・・・㎡、何れも地目は田で所有者は3名、現況は、昨年まで水稻を植えていたと思われる3筆、他の3筆は雑草が生え茂り2～3年間は耕作されていなかったものと思われます。

申請地の北側には、譲受人が所有する大型トラックの露天駐車場があり、その駐車場と幅約3mの水路を挟み、駐車場から約50cm低い場所となります。

譲受人は議案書の通り、・・・に本社を置いているものの、事業所は和歌山が主体で、和歌山市・・・に支店事務所を構えて、・・・を行っており、・・・などにも拠点を構えて事業展開しているとの事です。

同社は現在、・・・に大型トラック約40台分の駐車場を借りているものの、この土地の所有者が、ほかの会社が本社や倉庫などを建てて移転して来るため、今年の7

月末までにこの土地を返却しなければならなくなり、移転先を探していたところ、会社事務所から近く、また、県道・・・沿いの自社所有駐車場と水路を挟んで隣接する本件が一体利用でき、最適なところから、所有者に声掛けしたところ、所有者は、耕作してくれる担い手も見つからず困っていたとの事で、譲り受ける事となったとのことです。

造成工事費用等は自社資金で行い、周囲は既存のコンクリート畔のまま、地面は土砂による埋め立ては行わず、再生砕石を敷き詰めて仕上げ、雨水は敷地内で集水後、西側の公共水路に放水するとのことです。

侵入路は、譲受人所有敷地と申請地の間に、幅約1mの里道と幅約3m、深さ約1.5mの水路があるところから、水路管理者との間で、取り敢えず、仮設橋をかけて大型トラック40台分の駐車場を造り、今年の農繁期が終えてから、水路管理者と協議して、水路上にカルバートなどでスロープの橋を造り、大型トラックの侵入路を造る予定との事です。

転用に伴う付近の農地に対する影響や用水路等への被害は問題ないと考えられますが、侵入路の水路工事に際して、水稻期間と重なることから、周辺農家の理解を得る様に指導しました。

また、本件工事が、・・・に借りている駐車場の退去期限である7月末までに間に合うのか、また、本件土地は、多少の雨でも冠水する恐れがあるところから、擁壁を設置して嵩上げしないのか？等々と確認したところ、工事を急がし間に合わなければ大型トラックを・・・の拠点に移動させたり、冠水する恐れがある時は前もってト

ラックを他の駐車場に移動させるなど、会社として努力して解決したいと思うとの事でした。

以上から、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） No. 3ですが・・・の会社ですが3年前から和歌山に進出しているということですが、今回の資材置場は初めてですか、それから砕石仕上げと聞いていますが完成する期日はいつになっていますか。

◆会長（谷河 績） 事務局、はじめてですか。

◆藤田副課長 はじめてになります。

仕上げは砕石仕上げではなく整地のみとなっています。

完成期日は県の許可日より6カ月以内となっています。

◆19番（岩橋 章博） なぜ完成期日を聞いたかといいますと、完成したかの確認は県で行っていることになっています。

ところが、・・・で法人の名義で農地のまま、草刈りなど管理だけをしている案件がある。

転用目的が資材置場となっている、県は資材置場としての形跡があって確認していると思うのですが、現状からして県は完成確認報告をとってないのではないかと懸念されます。

今回も資材置場ですが簡単に申請をうけて本当に資材置場として使うか疑いも出てし

まいります。

すくなくとも県が完了報告をきちっと出してもらうようにしないと今後疑わしい資材置場がたくさんでてくると懸念されます。

◆会長（谷河 績） 先月、農地問題小委員会を開催し、このあと丸山委員長より報告があると思いますが、わかりました。

◆藤田副課長 完了報告は当委員会を経由して提出になっていますが、全体的な管理は県が行っています。

◆19番（岩橋 章博） 完了届の運用がきちんと行われていないと、怪しげな資材置場がどんどん増える。

このことについては県にしっかりと意見をしていただきたいと思います。

◆会長（谷河 績） ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号No. 2からNo. 7は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外、説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が6件ありました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 4については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 5、No. 6については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田のみで7,488㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が2件あり、面積は、田のみで1,565㎡です。

なお、18ページのNo. 1については、新規耕作でかつ面積が1,000㎡以上のため、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉中委員さん報告願います。

◆3番（吉中 雅三） 議案第5号農用地利用集積計画についてNo. 1を報告します。

先月28日事務局職員の案内と説明の下に井口委員と私とで現地調査と事情聴取を行いました。

現地は事務局説明のとおり・・・に位置し、隣接地農地は東側に1カ所ありました。

現地の状態は長方形で形状もよく管理も行き届いた美しい水田でした。

事情聴取には申請人である・・・様が出席してくれました。

職業について・・・、就農動機については以前より農業に興味があり、また自分で作ったお米を自分の店で利用したいとのこと、また農業従事日数は夫と私で120日ほど、農業経験は夫が・・・で手伝いをしながら米作りの技術を学んだそうです。

農機具については・・・に加入し農機具はリースで借り受ける。

また申請地を選んだ理由は申請人の自宅から申請地迄徒歩5分と近く・・・も近く、水の管理や農機具使用に利便性があるため。

今後の目標は当分の間は水稻の作付ですが将来は野菜等も作付けしていきたい、栽培方法は無農薬で行いたいとのことですが、隣接地に水田があるためドリフトや漏虫害の点で注意してくださいとおきました。

以上の点を踏まえた上で申請者は・・・と若く意欲もあり、この申請は適当であると思われませんが、今日出席の委員皆様の慎重審議よろしくお願ひ申し上げ報告をおわります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） No. 1について現調委員の報告では無農薬栽培で隣は水田なので気をつけてくださいと指導していただいたようですが、この件にかかわらず今後、無農薬栽培をしたいと言う場合は隣接農地の同意を得るようにはできませんか。

そうしないと、後々無農薬栽培や有機栽培でトラブルが発生した場合に、なぜ農業委員会は許可したのかと責めを負う事になると思うのです。

◆3番（吉中 雅三） 申請者から隣接者に報告していただければ良いのですが、その事について事務局はなにか聞いていますか。

◆藤田副課長 申請者から隣接者に説明していると事情聴取の際に確認しております。

◆会長（谷河 績） ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第5号は可決と決定しました。議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

No. 12を先議とさせていただきます。吉中委員一時退席をお願いします。

・・・吉中委員退席・・・

◆清瀧主任 番外、先議のため最初にNo. 12について説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和6年4月18日、西山東地区吉礼、口須佐で（33件、71筆）を吉中農業委員、中筋推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書の提出がありました。

面積はすべて畑で1筆、1,064㎡です。

非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 12について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第6号No. 12は可決と決定しました。

……吉中委員着席……

続いて、No. 12以外について

◆清瀧主任 番外、No. 12以外について説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4(3)の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和6年1月18日、三田地区和田で(58件、109筆)を和田推進委員とともに、令和6年2月14日、東山東地区山東中で(16件、28筆)を且来推進委員とともに、令和6年3月21日、岡崎地区寺内及び森小手穂で(23件、48筆)を和田推進委員とともに、令和6年4月18日、西山東地区吉礼及び口須佐で(33件、71筆)を吉中農業委員、中筋推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書13件の提出がありました。

面積はすべて畑で28筆、9,186㎡です。

議案書番号1～14について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

なお、各地区の土地改良区等と協議済で

す。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

議案書に同封の別紙をご覧ください。

本件について、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、毎年、前年度の活動の点検・評価を行い、公表することとなっています。

1ページは、令和5年4月1日現在の、本市の農業の概要、農業委員の人数等を記載しています。

2ページ上段から中段にかけては、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しています。

2ページ中段の③をご覧ください。

令和5年度の新規集積面積の実績は、22.8haとなっています。これは、新規で担い手へ集積された農地面積から、担い手が規模縮小等の理由で手放したまたは更新しなかった面積の差し引きの面積となっています。

集積率は目標の18.1%に対し、実績18.8%と目標を達成しました。

2ページ下段から3ページ上段にかけては、遊休農地の発生防止・解消について記載しています。

3ページ上段の③実績をご覧ください。

令和4年度の実績は、令和3年度までに発生した遊休農地については、解消目標2.6haに対し、4.4haの遊休農地を解消しました。

また、令和4年度に新規で発生した遊休農地については、解消目標6.9haに対し、4.0haの遊休農地を解消しました。

令和3年度までの目標は達成しましたが、令和4年度新規の遊休農地については、目標値までは達していないため、今後、さらなる解消対策が必要です。

3ページ下段から4ページ上段にかけては、新規参入の促進について記載しています。

4ページ上段をご覧ください。

こちらは、利用権設定等に関して、令和5年度中に新規参入者に貸し付けた農地所有者の農地面積を記載しています。

令和5年度の目標4.7haに対し、0.2haとなっています。

また、新規参入者の参入状況についても、過去3年間の平均が14経営体4.7haに対し、令和5年度の実績は、39経営体36.8haと増加しています。

これは、農地法第3条の下限面積要件撤廃により、新規の農地取得者が増加したためです。

4ページ中段から5ページ中段にかけては、最適化活動の実績を記載しています。

活動強化月間の活動実績として、令和6年1月から3月にかけて戸別訪問等を行いました。

また、新規参入相談会として、令和5年11月に、県主催のUIターン就農相談フェアに出席しました。

5ページ下段については、これらの成果

実績及び活動実績の達成率を集計し評価しており、和歌山市農業委員会の成果としては、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなりました。

6ページについては、総会等の開催内容、農地法3条事務、農地転用事務の処理件数、違反転用への対応等について記載しています。

なお、本件のこの別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号を可決と決定しました。

議案は以上となります。

続いて、5月13日に開催した農地問題調査研究小委員会について、丸山委員長報告願います。

◆13番（丸山 勝） 去る5月13日農地問題調査研究小委員会を開催いたしました。

その結果を報告いたします。

議題は資材置場等目的での農地転用許可の取り扱いについてです。

露天資材置場等目的での農地転用許可の申請があった場合、国からも通知があったとおり、資材置場の審査は、より慎重に行うことが適切であります。

その上で、特に露天資材置場の許可申請は、事務局で申請者（事業者）が過去1年以内に許可された1,000㎡以上の露天資材置場の利用状況を確認し、現調委員は、

事情聴取で申請者にその利用状況の説明を
求めるのが適切であると結論いたしました。
以上です。

◆会長（谷河 績） この報告内容につ
いて、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといた
します。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がご
ざいますので、報告させていただきます。

◆中居班長 番外 説明します。

番外、説明いたします。

令和6年度農地パトロールについて。

本年度の重点地区の農地パトロールにつ
いて、昨年度と同様に区域ごとに個別に行
っていただこうと考えています。

農地パトロールに先立ち、6月14日（
金）開催の最適化推進委員会会議において、
各地区の推進委員に、新規でパトロールす
る重点地区の選定をお願いしますので、推
進委員から相談があれば、相談に乗って
いただきますよう、よろしくお願いします。

参考に、昨年度の重点地区の調査場所を
記載した令和5年度農地パトロール各担当
表をお配りしています。

現地調査当番表について、令和6年7月
から12月までの現地調査当番表の案を配
布させていただいております。

予定が合わない場合は、今月末までに事
務局の藤田までご連絡をお願いします。

それ以降で当番日に都合がつかなくな
った場合で、交代していただく方がある場
合はその旨をご連絡ください。

また、調整がつかない場合や緊急の場
合はご連絡いただきましたら交代の手続きを
行います。

なお、案件が多い場合には、応援をお願
いすることがありますので、ご協力よろし
くお願いします。

令和5年度小作台帳の実態調査状況につ
いて。

お配りしています令和5年度小作台帳の
実態調査状況をご覧ください。

一番下の合計欄をご覧ください。

令和5年度の現地調査は、市全体で、5
37筆、407,403㎡行いました。

うち、左から耕作中のものが409筆、
342,242㎡、保全管理が24筆、9,
822㎡、耕作放棄状態のものが、75筆、
40,323㎡、道路や駐車場や山林等の
非農地になっていたものが、23筆、12,
422㎡、農地の場所がわからないものが
6筆、594㎡となりました。

また、令和5年度中の解約については、
調査から解約となったものが48筆、27,
343㎡、通常の合意解約が、12筆、1
4,734㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かござい
ませんか。

なければ、第12回総会を閉会いたしま
す。

14時 閉会